

滋賀県都市公園条例の一部改正について

1. 趣旨

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（平成23年法律第105号）の施行により、「都市公園法」（昭和31年法律第79号）が一部改正され、これまで国が政令等で一律に定めていた都市公園に関する基準について、地方公共団体が条例で定めることとなったため条例の一部を改正します。（施行予定日：公布日）

2. 条例の改正内容

1 都市公園の設置基準（都市公園法第3条第1項）

(1) 県民1人当たりの都市公園敷地面積の標準（都市公園法施行令第1条の2）

区分	標準値（住民1人当たりの都市公園敷地面積）			
	現行基準	滋賀県の基準(案)	現状値（H22年度末）	
			国	県
県民1人当たり ※1	10m ² 以上	現行基準とおり	9.2	8.3
市街地（市街化区域） の住民一人当たり※2	5m ² 以上	規定しない	6.9	5.3

県の考え方

県民1人当たりの都市公園敷地面積の現状値は8.3m²(H22年度末)で現行基準に達していないため、10m²以上を標準値とします。市街地の区域内では主に市町が主体的かつ計画的に住区基幹公園等を整備するため、市街地（市街化区域）の住民1人当たりの都市公園敷地面積の標準は条例で定めません。

※1 緑の政策大綱（H6建設省決定）で、長期目標として住民1人当たりの都市公園敷地面積を20m²と設定し、現行基準はその途中段階の目標値としての値。昭和31年都市公園法制定時の標準値は6m²であったのが、平成2年に全国1人当たりの都市公園敷地面積が6m²を超えたため、平成5年の都市公園法施行令の一部改正に伴い標準値を10m²に引き上げた。

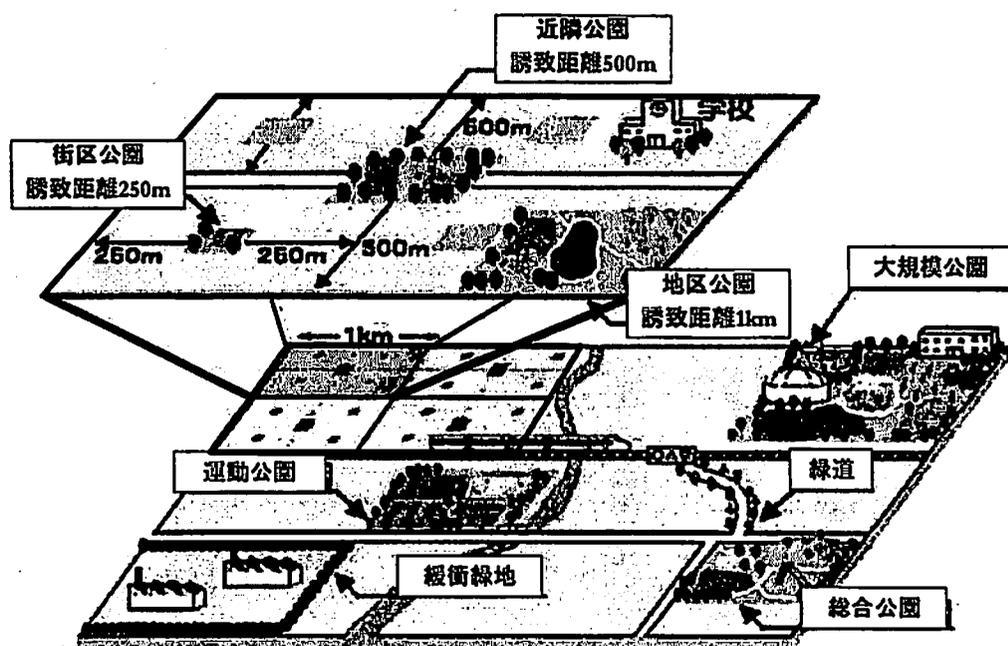
※2 都市計画法第59条第1項に都市計画事業は市町村が施行するとされ、第2項で都道府県は市町村が施行することが困難又は不適当な場合その他特別な事情がある場合において事業を施行するとされている。

(2) 地方公共団体が設置する都市公園の配置及び規模の基準（都市公園法施行令第2条）

種類	種別	配置	現行基準	滋賀県の基準(案)
住区基幹公園	街区公園	街区内に居住する者が容易に利用することができるように配置	0.25ha	現行基準とおり
	近隣公園	近隣に居住する者が容易に利用することができるように配置	2ha	現行基準とおり
	地区公園	徒歩圏域内に居住する者が容易に利用することができるように配置	4ha	現行基準とおり
都市基幹公園	総合公園	容易に利用することができるように配置	利用目的に応じて機能を十分発揮することができる面積	現行基準とおり
	運動公園			
大規模公園	広域公園			
緩衝緑地等	都市緑地等	設置目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができるように配置し、及びその敷地面積を定める		現行基準とおり

県の考え方

主に市町が主体的かつ計画的に設置する住区基幹公園については、県で設置する場合に備え、現行基準とおりで条例に定めます。その他の種別の公園についても、「公園の目的に応じて敷地面積を定める」とする現行基準とおりで条例に定めます。



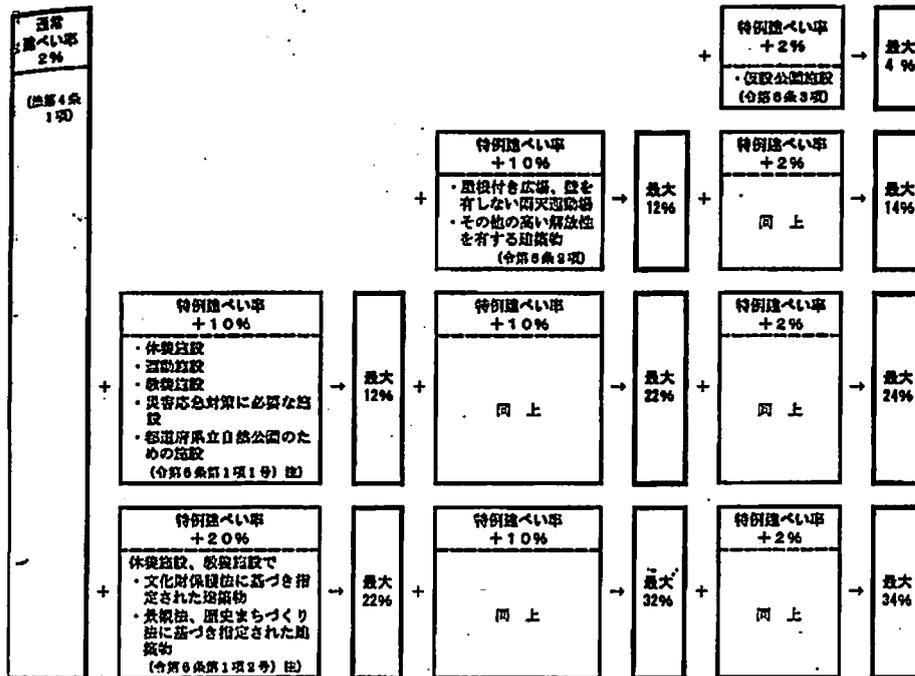
2 公園施設の設置基準（都市公園法第4条第1項、都市公園法施行令第6条）

1の都市公園に設ける公園施設の建築面積の基準及び特例が認められる公園施設の建築面積の基準

公園施設の種別		建築面積の割合	
		現行基準	滋賀県の基準（案）
建築物		2%	現行基準とおり
特例	休養施設、運動施設、備蓄倉庫等	10%	
	休養施設、教養施設で国宝等	20%	
	高い開放性を有する建築物	10%	
	仮設公園施設	2%	

県の考え方

全ての県営都市公園で、2%の現行基準を下回っているため、現行基準とおりで条例に定めます。
 特例は、運用していませんが、現行基準とおりで条例に定めます。



滋賀県都市公園条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号）（第2次一括法）による都市公園法（昭和31年法律第79号）の一部改正に伴い、従前、政令で定められていた都市公園の配置および規模に関する技術的基準ならびに都市公園に公園施設として設けられる建築物の建築面積の基準について、政令で定める基準を参酌して条例で定めることとされたため、所要の改正を行おうとするものです。

2 改正の概要

- (1) この条例の趣旨について、都市公園の配置および規模の基準等を定めることを追加することとします。（第1条関係）
- (2) この条例における主な用語の意義を定めることとします。（第1条の2関係）
- (3) 都市公園の配置および規模に関する技術的基準を定める条項の範囲を定めることとします。（第1条の3関係）
- (4) 都市公園の県民一人当たりの敷地面積の標準を定めることとします。（第1条の4関係）
- (5) 都市公園の配置および規模の基準を定めることとします。（第1条の5関係）
- (6) 都市公園に公園施設として設けられる建築物の敷地面積の割合を定めることとします（第1条の6、第1条の7関係）
- (7) その他
 - ア この条例は、公布の日から施行することとします。
 - イ その他必要な規定の整理を行うこととします。

滋賀県都市公園条例新旧対照表

旧	新
<p>第1章 総則 (趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、都市公園法(昭和31年法律第79号。以下「法」という。)および法に基づく命令に定めるもののほか、<u>県の設置に係る都市公園(以下「都市公園」という。)</u>の管理等について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>目次</p> <p><u>第1章 総則(第1条・第1条の2)</u></p> <p><u>第1章の2 都市公園および公園施設の設置基準(第1条の3-第1条の7)</u></p> <p><u>第2章 都市公園の管理(第2条-第9条の7)</u></p> <p><u>第2章の2 工作物等の保管の手続等(第9条の8-第9条の10)</u></p> <p><u>第3章 雑則(第10条-第14条)</u></p> <p><u>第4章 罰則(第15条・第16条)</u></p> <p>付則</p> <p>第1章 総則 (趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、都市公園法(昭和31年法律第79号。以下「法」という。)<u>第3条第1項および第4条第1項の規定に基づき都市公園の配置および規模の基準等について定めるとともに、法および法に基づく命令に定めるもののほか、都市公園の管理等について必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p><u>(定義)</u></p> <p><u>第1条の2 この条例において「都市公園」とは、法第2条第1項に規定する都市公園をいう。</u></p> <p><u>2 この条例において「公園施設」とは、法第2条第2項に規定する公園施設をいう。</u></p> <p><u>第1章の2 都市公園および公園施設の設置基準(都市公園の配置および規模に関する基準)</u></p> <p><u>第1条の3 法第3条第1項の条例で定める基準は、次条および第1条の5に定めるところによる。</u></p> <p><u>(県民1人当たりの都市公園の敷地面積の標準)</u></p> <p><u>第1条の4 都市公園の県民1人当たりの敷地面積の標準は、10平方メートル以上とする。</u></p>

旧	新
(新設)	<p><u>(都市公園の配置および規模の基準)</u></p> <p><u>第1条の5 県が次に掲げる都市公園を設置する場合には、それぞれその特質に応じて都市公園の分布の均衡を図り、かつ、防火、避難等の災害の防止に資するよう考慮するほか、次に掲げるところによりその配置および規模を定めるものとする。</u></p> <p><u>(1) 主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、街区内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積の標準は、0.25ヘクタールとすること。</u></p> <p><u>(2) 主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、近隣に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積の標準は、2ヘクタールとすること。</u></p> <p><u>(3) 主として徒歩圏域内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、徒歩圏域内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積の標準は、4ヘクタールとすること。</u></p> <p><u>(4) 休息、観賞、散歩、遊戯、運動等の総合的な利用に供することを目的とする都市公園および主として運動の用に供することを目的とする都市公園は、容易に利用することができるように配置し、それぞれその利用目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができる敷地面積とすること。</u></p> <p><u>2 県が前項各号に掲げる都市公園以外の都市公園を設置する場合には、その設置目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができるように配置し、およびその敷地面積を定めるものとする。</u></p>
(新設)	<p><u>(公園施設の設置基準)</u></p> <p><u>第1条の6 法第4条第1項の条例で定める割合は、100分の2とする。</u></p>
(新設)	<p><u>(公園施設の建築面積の特例)</u></p> <p><u>第1条の7 法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合を限度とする。</u></p> <p><u>(1) 都市公園法施行令(昭和31年政令第290号。以下「政令」という。)第</u></p>

旧	新
<p>第2章 都市公園の管理 (行為の制限)</p> <p>第2条 <u>都市公園</u>において次の各号に掲げる行為をしようとする者は、知事の許可を受けなければならない。</p> <p>以下省略</p>	<p><u>6条第1項第1号に掲げる場合（同号に規定する建築物に限る。） 都市公園の敷地面積の100分の10</u></p> <p>(2) <u>政令第6条第1項第2号に掲げる場合（同号に規定する建築物に限る。） 都市公園の敷地面積の100分の20</u></p> <p>(3) <u>政令第6条第1項第3号に掲げる場合（同号に規定する建築物に限る。） 前2号に定める割合に都市公園の敷地面積の100分の10を加えた割合</u></p> <p>(4) <u>政令第6条第1項第4号に掲げる場合（同号に規定する建築物に限る。） 前号に定める割合に都市公園の敷地面積の100分の2を加えた割合</u></p> <p>第2章 都市公園の管理 (行為の制限)</p> <p>第2条 <u>都市公園（県が設置するものに限る。以下同じ。）</u>において次の各号に掲げる行為をしようとする者は、知事の許可を受けなければならない。</p> <p>以下省略</p>